

平成19年度 国立大学法人信州大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 成績評価基準を授業目標の達成度に統一した上で、単位取得率について合理的な基準を設け、全ての科目区分においてその基準値を維持する。  
学士課程を対象にした「単位取得率の合理的基準」のガイドラインを提示し、理解浸透に務める。  
成績評価基準を授業目標の達成度に即したものとするための検討を行い、成績評価基準のガイドラインを提示する。
- 2) 「教養教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。  
前年度に実施した「満足度」及び「卒業後の実態」に関する調査結果の分析と評価を行う。  
学士課程を対象に、満足度の低い項目に関して改善策を取りまとめる。
- 3) 教養教育の教育成果に関して、専門教育に必要な基礎学力や社会人として必要とされる能力の修得という視点からの検証を絶えず実施する。  
「専門教育に必要な基礎学力」と「社会人として必要とされる能力」が教育の成果として得られているか、学士課程において検証し、改善方策をまとめる。
- 4) 専門教育の効果の向上のため、より多くの学生に基礎学力を修得させるための教育指導を徹底して行う。  
18年度に導入した共通教育の新カリキュラムの効果的実施を更に図る。  
共通教育における基礎教育科目について、18年度に引き続きその充実を図る。
- 5) 体育教育の成果を、スポーツ習慣と身体知への意識として定着させるために、事後調査を実施するとともに、その結果を基にして教育方法の改善を図る。  
スポーツ習慣と身体知への意識として定着させるため、18年度に策定した計画に基づいて、正課(健康科学科目)、正課外(共通教育等によらない方法)双方で、体制整備を漸次実施する。

【 専門教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 教養教育と連携し、専門基礎教育及び専門教育のバランスがとれた体系的な教育課程とその実施体制を整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。  
卒業生及び卒業生を受け入れた企業等にアンケートを実施し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を獲得しているかを検証する。  
「グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材育成」をカリキュラムのレベルにおいて全学的に実現するための検討を行う。
- 2) 「専門教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び卒業生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。  
前年度に実施した「満足度」及び「卒業後の実態」に関する調査結果の分析と評価を行う。  
学士課程を対象に、満足度の低い項目に関して改善策を取りまとめる。

- 3) 進展し変容する社会からの要請に配慮した教育課程を編成する。  
企業等のアンケート分析結果を受けて、各学部は社会からの要請にカリキュラムのレベルで応じるための準備に着手する。
- 4) 豊かな人格形成のもと、社会でのさまざまな分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育課程を整備する。  
企業等のアンケート分析結果を受けて、各学部は「豊かな人格形成のもと、社会でのさまざまな分野で活躍しうる総合的な知力を育成する教育」をカリキュラムのレベルで実施するための準備に着手する。
- 5) 高度専門職業人等への進路を開く、専門基礎力を着実に修得しうる教育課程を編成し、実施する。  
各学部は「高度専門職業人等への進路を開く専門基礎力を着実に習得し得る教育課程」をカリキュラムのレベルで実施するための準備に着手する。

【 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定 】

- 1) 学部の専門教育と連携して、各研究科・専攻の特色及び特徴を活かし、大学院課程の教育プログラムを体系的に整備し、グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を備えた人材を養成する。  
グローバルな視野・国際感覚と豊かな感受性、課題解決能力を獲得させるカリキュラム導入の準備をする。
- 2) 「大学院教育における満足度」とは何かを検証しつつ、在学生及び修了生を対象にした教育満足度の調査を継続的に実施し、満足度数値の上昇をもたらすように教育方法の改善を図る。  
満足度の低い項目に関して改善策を検討し成案を得る。
- 3) 高度専門職業人に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。  
高度専門職業人に必要な能力を育成する教育課程の分析結果をもとに、それを教育の成果として得られるようなカリキュラム編成の準備をする。
- 4) 研究者に必要な能力を育成する教育課程を編成し、実施する。  
研究者に必要な能力を育成する教育課程の分析結果をもとに、それを教育の成果として得られるようなカリキュラム編成の準備をする。
- 5) 各研究科・専攻の特色及び特徴を活かした諸分野の教育と学術研究を通じて、高度な専門的知識と能力、実践的技術力、研究能力を修得させる。  
各研究科は、掲げる教育目標を実現するための準備を行う。

【 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定 】

- 1) 各種の免許・資格の取得者、認定教育プログラムの増加を図り、各専門分野における社会進出を容易にすべく積極的に支援する。  
認定教育プログラムの増加に努力する。  
各種の免許・資格の取得者の数を上昇させる手立てを講じる。
- 2) 進展し変容する社会と諸科学に柔軟に対応しうる力と未来創造能力を涵養する。  
「進展し変容する社会と諸科学に柔軟に対応しうる力と未来創造能力を涵養するカリキュラム」の

準備に着手する。

- 3) 各学部の理念・目標に沿って専門人・職業人養成の具体的諸目標を設定し、それぞれの分野で中核的な役割を担って活躍しうる能力を付与する。  
各学部において設定した卒業後の進路等に関する具体的目標の達成状況を確認し、必要に応じて教育改善のための諸政策を実施する。

- 4) 各研究科の理念・目標に沿って具体的諸目標を設定し、各専門分野での中核的な役割を担って活躍しうる高度専門職業人及び先端的研究に参画しうる研究者を養成する。  
各研究科は、養成すべき人物像を養成するカリキュラム編成を実現するための準備を行う。

【 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策 】

- 1) シラバスに授業達成目標を明示し、教育の達成度が客観的に検証できるようにする。  
シラバスガイドラインに沿ったシラバス点検を引き続き実施する。  
平成 18 年度に学部教育改善検討チーム会議で作成された原案について、教育研究評議会（または拡大役員会）において議論し結論を得る。  
カリキュラムの教育の成果のベンチマークとして、個々の授業の成績評価を使えるようにする方策を確定する。
- 2) 学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」を実施し、教員自身による目標達成度評価（即ち成績評価）との比較等から、教育の効果・成果を検証する体制をつくる。  
新入生ゼミナールにおいて、学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」（いわゆるポートフォリオ評価、学習目論見等）を取り入れる。  
専門教育課程における、学生自身による「学習目標の設定とその到達度の自己評価」を実施する方策を引き続き検討し、組織的な方策を取りまとめる。
- 3) 学生による授業の評価結果等を活かした授業改善プログラムを構築し、その実施状況を公表する。  
授業評価への学生の参加を促す方策を実施する。  
各学部は、「ガイドライン」に従った授業改善プログラムを改めて策定する。  
授業改善プログラムの実施状況を公表する。
- 4) 大学院課程では、新たに授業改善プログラムを構築し、高度専門職業人養成が適切かつ効果的に行われるシステムを設ける。  
教育目標を適切かつ効率的に実現するための PDCA サイクルを実現するための準備を行う。
- 5) 大学院課程では、修士・博士の学位授与の方針と基準を明確化し公表することにより、学位水準の高度化を図る。  
各研究科は学生が学位授与の基準を満たすことを支援する方策を実施する準備を行う。
- 6) 学部卒業後・大学院修了後の進路及び卒業・修了後の状態を調査して、それぞれの課程の教育目標達成状況を点検評価する。  
満足度調査等で判明した学部卒業後の進路及び卒業後の状態から、各学部において自学部学士課程の教育目標達成状況を点検評価する。  
満足度調査等で判明した大学院修了後の進路及び修了後の状態から、教育目標達成状況を点検評価する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

【 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 】A

- 1) アドミッション・センターが中心となり、各学部と調整を図りながら、全学及び各学部のアドミッション・ポリシーを作成する。
- 2) アドミッション・ポリシーに即した入試方法及び入試問題を作成する。  
共同出題体制など入試方法の検討を行う。
- 3) 志願者の進路動向を適切に把握するために、高校教員等と連携した懇談会を充実する。  
県内高等学校教育関係者との連携の下に、地元高校生が本学への理解と入学の志向を深める機会となる「大学フェア」の開催や分散キャンパスを活用した大学説明会の拡充を図る。
- 4) 大学院にあっては、種々のマスメディア等を通じ情報を公開し、研究室開放等を積極的に行い、研究意識の高い志願者の開拓に努める。  
各研究科は、研究意識の高い志願者確保の方策を実施する準備を行う。

【 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策 】

- 1) 各学部、研究科・専攻のカリキュラムが、それぞれの教育理念及び目標に即したものであるかどうかを検証し、必要に応じて改善に努める。

社会倫理・職業倫理等人格形成に不可欠な基礎教養を深めるカリキュラムを充実させる。  
さまざまな文化や言語についての理解力・表現力等を養うカリキュラムを充実させる。  
基本的な情報処理の技法やメディアリテラシー能力を高める授業支援体制を充実させる。  
コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を高めるカリキュラムを充実させる。  
専門教育との連携を強化し、専門教育と整合性ある基礎学力を効果的に身につけさせるための教養教育カリキュラム並びに教養教育担当体制を整備・充実させる。

成績評価の基準を各授業科目で掲げられた目標への到達度で計り、同時にその目標は各教育課程の教育目標に沿ったものとし、それにより各教育課程での教育目標に対する教員・学生の意識を高め、教育効果の向上を図る。

単位互換、インターンシップ、社会の要請に配慮した地域関連科目等の充実を図る。  
各学部・研究科・専攻は、カリキュラムと教育理念・目標との間の齟齬が認証評価の自己評価作業で明らかになった場合、カリキュラム改定の準備に着手する。

- 2) 卒業生・修了生の進路状況調査と併せて、卒業生・修了生自身及び社会の評価を集約・解析する体制を設け、その結果を教育体制の改善に活かす。  
各学部・研究科・専攻は、カリキュラムと教育理念・目標との間の齟齬が認証評価の自己評価作業で明らかになった場合、カリキュラム改定の準備に着手する。

【 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 】

- 1) 平成16年度よりe-Learningシステムの積極的活用による、多元的・効果的な自主学習の環境整備を推進する。  
教室・研究室の整理と利用方法の改善によりスペースを確保し、e-Learningも含めた学生の自主学習環境の整備を図る。  
多元的・効果的な自主学習を重視した授業のあり方について研究を行う。

2) 学生教育（相談）の一環としての退学勧告制度の導入をも視野に入れた、学生の自主的な学習意欲を促進する体制の整備を図る。

平成 18 年度に学部教育改善検討チーム会議で作成された原案について、教育研究評議会（または拡大役員会）において議論し結論を得る。

多面的・効果的な自主学習を重視した授業のあり方について研究を行う。

3) 国際的な言語理解能力を備えた人材の養成を促進するため、外国語による講義科目を開講する。外国語による講義科目を引き続き開講する。必要に応じて点検評価を行い、改善や当該授業の増設を検討する。開講されていない学部については、開講に向けた準備を行う。

4) 演習・実習・実験以外の講義科目についても双方向の少人数教育を促進する。

16 年度の適正受講者数に関する研究をもとに、学士課程の全カリキュラムの授業を、適正受講者数という観点から点検する。

授業の双方向性を促進する方策を検討し、授業の進め方ガイドライン策定の準備をする。

5) 自習室・情報機器室等の充実を図る。

検証に基づき、実施計画を作成し、自習室・情報機器室等の施設設備の順次改善を図る。

6) 大学院にあっては、院生の国内外の学会等における発表機会を促進するための支援体制を整える。各研究科は、院生の国内外の学会等における発表機会を促進するための支援体制を構築する準備を行う。

7) 大学院課程では、国際的に通用する研究発表・プレゼンテーション能力を高めるカリキュラム体制を強化する。

各研究科は、語学力とプレゼンテーション能力を高める方策の準備をする。

#### 【 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 】

1) 成績評価基準を明確にし、「シラバス」等を通じ学生に公表し、その一貫性、厳格性、透明性を確保するシステムをつくる。

シラバスガイドラインに沿ったシラバス点検を引き続き実施する。

平成 18 年度に教育戦略企画チーム会議で作成された原案について、教育研究評議会（または拡大役員会）において議論し結論を得る。

2) 履修科目登録の上限設定などにより、単位制度の実質化を図る。

平成 18 年度に教育戦略企画チーム会議で作成された原案について、教育研究評議会（または拡大役員会）において議論し結論を得る。

授業での自主学習用の課題の与え方に関するガイドライン制定の準備をする。

#### ( 3 ) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

##### 【 適切な教職員の配置等に関する具体的方策 】

1) 「人事調整委員会」を機動的に運用し、教職員の有機的かつ効果的な配置を実現する。

教職員の有機的かつ効果的な配置を実現するため、教員については人件費のポイント制に基づく人事管理方策を段階的に実施に移す。

2) 教員の選考基準・方法を全面的に見直し、研究、教育、社会貢献、国際交流等の多様な選考基準を

導入し、国の内外から公募する。

教員の選考方法についての全学共通の基準の点検確認を行い、改善点を提言としてまとめる。

**【 教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策 】**

- 1) 平成 16 年度から全学的な e-Learning システムを導入し、分散キャンパス間はもとより、他大学等外部との連携が図れるネットワークの整備を行う。  
学内ネットワークの整備計画（全学的な e-Learning システムも含む）を立案する。
- 2) 画像伝送システム，無線 LAN システム，視聴覚設備等の充実・整備により，利用環境の向上を図る。  
遠隔講義室を光ケーブル経由で HD(High Definition)対応の高画質画像と高音質音声の双方向システムの導入を検討する。
- 3) 各キャンパスが地域の特性を活かした専門図書館としてのレファレンス機能を高度化しつつ，全学の総合的な情報提供能力を強化したネットワーク型図書館を構築する。  
各図書館のレファレンス機能の強化を図る。
  - ・ 図書館職員の資質向上を図る。
  - ・ 組織のグループ化を実施する。ネットワーク型図書館を構築する。
  - ・ 機関リポジトリ，電子ジャーナル，Web of Science，研究者総覧等を電子媒体で検索・発信できる「信州大学学術情報オンラインシステム(SOAR)」を整備する。
  - ・ 学習環境の整備（開館時間延長，自動貸出装置導入ほか）

**【 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策 】**

- 1) 各学部に「学生による授業評価」「在・卒業生に関する追跡調査」「外部評価」等の調査分析結果に基づく教育体制改善のための仕組みを設け，その機能状況を検証する。  
各学部と全学教育機構に設置されている評価・分析室分室は，各種調査分析結果に基づく教育体制改善のための仕組みを確立する。
- 2) 各学部及び高等教育システムセンターの F D を組織的に推進する。その一環として，教員相互の授業のピアレビューを積極的に推進する。  
各学部ならびに全学教育機構による FD を実施する。  
授業のピアレビューを，引き続き推進する。
- 3) カリキュラム及び教育方法の全面的な見直しを行いつつ，本学特有の基本教育プログラムを創出する。  
本学特有の基本教育プログラムの実現に向けて具体的なスケジュールを立てる。
- 4) 教育の向上に貢献した教員に対する「教育業績評価」のシステムを導入する。  
教員の個人業績調査を実施する。

**【 教材，学習指導法等に関する研究開発及び F D に関する具体的方策 】**

- 1) e-Learning の教育効果をより高めるためのコンテンツの開発を進める。  
平成 18 年度までの実績に加えて，さまざまな e-Learning コンテンツを部局毎に作成し，その利用を学部の特質に合わせて具体化する。  
コンテンツ開発のための支援方策（F D，開発援助，機器の整備など）について，組織整備も含め

て検討し、必要な改善・充実を図る。

- 2) F Dの全学的な取り組みを促進し、公開モデル授業等を通じた教員の研修体制を実質化する。  
全学的なFDを引き続き実施する。  
授業のピアレビューを引き続き推進する。

- 3) 全学にベストティーチャー制度を設ける。  
各学部と全学教育機構でベストティーチャー賞制度もしくは同趣旨の制度導入の準備をする。

- 4) 教員による研究成果やその著作物を活用して教育活動を活性化する方法を検討する。  
各学部は、教員による研究成果やその著作物を活用して教育活動を活性化する方法を準備する。

【 全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策 】

- 1) 国内外大学間の単位互換制度の充実をさらに推進する。  
単位互換制度の整備と実施に努める。
- 2) 既存のS U N S施設を改善し、キャンパス間ブロードバンドを有効活用して、5キャンパス間を連携した機動的な教育体制を構築する。  
各学部は、5キャンパス間を連携した機動的な教育体制を実現する計画に対応する準備をする。

【 教育体制の見直しに関する具体的方策 】

- 1) 本学の新たな教育戦略を策定し、教育体制及び実施組織を根本的に見直す。  
各中期計画の背骨となっている教育戦略を明示化する
- 2) 高度専門職業人養成に対する多様な社会的ニーズに応えるために、文科系専攻を中心として大学院修士課程の教育課程，教育組織の見直しを行い，成案を得る。  
高度専門職業人養成に対する多様な社会的ニーズに応えるために，文科系専攻を中心として大学院の教育課程，教育組織の見直しに基づき，必要な教育施策を検討する。
- 3) グローバルな視点から高度専門職業人教育に対応するために，インターネット大学院に英語による履修コースの導入を検討する。  
英語による履修コースの導入に向け準備を行う。
- 4) 先端研究部門の研究及び研究者養成を効果的に行うために，大学院博士課程のカリキュラム，専攻等を抜本的に見直す。  
博士課程を持つ各研究科は，先端研究部門の研究及び研究者養成を効果的に行うための，大学院博士課程のカリキュラム，専攻等の抜本的見直しの結果を実現する準備をする。

【 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項 】

- 1) 地域・地方自治体等と連携した教育・研究を積極的に推進するために「地域社会教育研究支援室」を設置する。  
地域連携オフィスを中心として，安曇野市，塩尻市等との連携の成果を総括し，今後の連携プログラムを検討する 人文学部  
地域連携オフィスの組織面の見直しを行う。 人文学部  
地域価値創成についての基礎研究について，これまでの成果のとりまとめを行い，『地域ブランド

研究』に公表する。また、専門誌の刊行母体としての「地域ブランド研究会」の見直しを検討する。  
人文学部

- 2) 信州の自然・山岳を体験的に教材として教育研究に利活用する体制を整備するとともに、これを「サイエンス」の体感を通じた地域社会との恒常的な交流・連携にも活用する。  
「信州自然史科学資料館」準備委員会による設立準備作業を継続して実施するとともに、現有の資料の整備、充実を図る。学部、大学院工学系研究科（修士課程）、総合工学系研究科（博士課程）における信州の自然・山岳を体験的に教材として教育研究に利活用する体制を整備するため、概算要求、教育 GP、学内教育 GP 等に申請する。全学の「山岳科学総合研究所」の事業に協力する。毎年度継続して開催している「信州自然誌科学館」（「自然のおどろき」、「自然のなぞ」、「自然のふしぎ」、「自然はまわる」等のシリーズ）を平成 19 年度も開催する。《理学部》
- 3) 高度専門職業人の養成に際し、客観的な評価体制を整備するために、客観的臨床試験（OSCE）に準じた評価システムを構築する。  
医学部医学科では、社会人および学生から模擬患者としての協力を得て、国内他大学医学部および医科大学と足並みをそろえて、OSCE を実施し、その成績を進級判定の重要な項目とする。 医学部  
  
医学部保健学科では、平成 18 年度に実施した OSCE に準ずる臨床能力試験の結果を検討し、内容の充実を図った上で、臨床実習、臨地実習前の学生を対象に実施する。 医学部
- 4) 自然と共生し、フィールドとそれに根ざした農林業の教育力を高め、食と緑に係わる学部の資源を学部・大学院教育、生涯教育、地域連携に活用する教育研究拠点を形成する。  
カリキュラム及び教育体系の検証、見直しを継続する。 農学部  
プロジェクト研究の推進を継続する。 農学部
- 5) 大学院における国際連携教育を推進するために、英語によるカリキュラム、国際的単位互換制度等を導入する。  
学部 2 年次にも TOEIC をベースとする英語カリキュラムを導入し、学長裁量経費で導入された英語 e-Learning システムを英語学習のベースとする新しい学習支援を始める。また教員向け能力向上 FD ワークショップを実施する。 繊維学部

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【 学生支援センターの設置 】

現在の学生センターを整備・充実し、「学生支援センター」に改組する。

【 学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策 】

- 1) 教員が学生をきめ細かく指導するチュートリアル・システム及びオフィス・アワーを全学的に導入する。  
オフィス・アワーを継続して実施する。  
法曹法務研究科においては、通常のオフィス・アワーに加えて、単独又は複数の教員が講義室で学生からの質問等に対応する「クラス・アワー」を実施する。  
チュートリアル・システムのあり方に関し提示する。
- 2) 教室内外における学生の主体的な学習意欲を増進する環境を順次整備する。  
教育の実質化という観点からこの中期計画に対する対応策を提示し、実現するための活動を行

う。

- 3) 学生の課外活動施設や交流スペース等の充実を図る。  
学生の課外活動施設や交流スペース等の整備・充実を図る。
- 4) 在学生による「新入生に対する何でも相談窓口」を開設する。  
在学生による「新入生に対する何でも相談窓口」を開設する。(4月入学式翌日から1週間)
- 5) サークル活動に対する表彰制度の整備・充実を図る。  
新学生表彰制度を実施する。
- 6) サークル活動等に対して物心両面にわたる支援体制を整備する。  
文化系サークルに対する支援方策のあり方について検討する。
- 7) NPO, NGO 等との連携を図りつつ, ボランティア情報の収集・提供, 受け入れ機関との連絡調整など, 学生の自主的活動を積極的に支援する体制を構築する。
- 8) ボランティア活動に対する単位認定及び養成講座を開設する。  
ボランティア関連授業を引き続き開講し, 必要に応じて拡充に努める。

【 生活相談・就職支援等への対応に関する具体的方策 】

- 1) カウンセリング体制を充実し, 学生相談担当職員のカウンセリング研修を実施する。  
メンタルヘルス相談件数の増加によりカウンセラー配置を見直し, 旭キャンパスにおいて木曜日に新たに相談日を設けるとともに, メンタルヘルス講演会・メンタルヘルス連絡会を開催して学生相談担当職員等によるメンタルヘルス支援体制の整備充実を目指す。また, 新入生を中心としたメンタルヘルススクリーニングを実施して, メンタルヘルス支援体制の充実を図る。さらに, シニア雇用制度を活用して職員・学生の「メンターによる相談体制」を構築し, メンタルヘルスなどの相談体制の充実を図る。
- 2) 留年生・休学者・不登校学生に対する情報収集と分析を行い, 迅速に対応する。  
前年度に引き続き, 各学部の協力を得て学部学生・大学院学生の留年, 休学, 退学実態調査を実施し, その結果を踏まえて, 長期欠席者対策, 就学指導, メンタルヘルス支援対策など必要な措置を学生委員会などに要請する。
- 3) 学生アルバイト, 寮生活, 地域とのトラブルなど, 学生生活全般にわたって相談に応じる。  
学生生活全般にわたる相談体制を継続し, 実施する。
- 4) 学生相談機関と学内外の諸機関との連携・強化を図る。  
学内外の諸機関との連携体制の構築を図る。
- 5) 保健管理センターを健康安全センターに名称変更し, 学生の身体的・精神的・社会的な自立支援のため, 教育的視点から系統的な「人間教育・健康教育」の充実を目指す。
- 6) 在学生, 卒業生を含めた就職指導及びフォローアップ体制の充実を図る。  
現行のキャリア・サポートセンターを全学的に機能させるための方策を策案する。

7) 就職相談・情報提供システムの充実、インターンシップの支援、キャリア形成への支援など、全学的な就職指導体制の拡充・整備を図る。

キャリア形成の核となるキャリア・カウンセリングの充実を図る。

キャリア形成に関する各種イベントや情報発信などの更なる充実を図る。

8) 同窓会・後援会組織等との連携を強化する。

同窓会連合会の組織体制の強化と連携事項について調査・検討する。また、東京同窓会が連合会の正式な支部と位置付けられるよう支援を行う。

【 学生の経済的支援体制の充実に関する具体的方策 】

本学独自の奨学金制度の導入を検討し、成案を得る。

独自の奨学金制度の導入を検討する。

【 社会人・留学生に対する配慮に関する具体的方策 】

1) 大学院設置基準第 14 条特例の実施とともに、(工学系)インターネットコースや(経済)イノベーション・マネジメント専攻 夜間主コース 等の拡充・整備を図る。

(工学系)インターネットコースや(経済)イノベーション・マネジメント専攻 夜間主コースをはじめとする各研究科は、社会人学生・留学生を積極的に受け入れる学習環境整備の準備をする。

2) 欧米からの留学生受け入れの増加を図るため、各学部(研究科)独自の短期留学科目を充実するとともに、日本社会の現状を体験学習させるインターンシップ科目の開設を検討する。

留学生が日本社会の現状を体験学習することに積極的に参加させるため、国際交流センターで実施しているインターンシップ関連科目「日本社会と日本人」の広報を行う。

3) 留学生宿舎不足を解決するための手段として、学生寮への留学生の入居等を検討・実施する。

大学周辺の民間アパートの数部屋を借り上げし、宿舎不足解消の一助とする。

日本人学生と留学生が混住する寮等のオリエンテーションに参加して実情把握を行う。

4) 留学生センターを中心に、各学部留学生担当教員や就職委員会等関係委員会との連携・協力を推進し、日本語教育、修学上・生活上の指導助言・就職相談等の体制を充実強化する。

国際交流に関する各学部実務担当者との連携を通じて各学部の情報を正確かつ頻繁に入手する。

5) 留学生の卒業(帰国)後のフォローアップ体制を整備する。

海外での留学生同窓会を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【 目指すべき研究の方向性 】

1) 世界的な研究拠点を目指すことができる高度かつ特色ある研究分野のさらなる拡充・整備とともに、プロジェクト研究の推進、専攻や部門間の連携等による研究領域の総合化、学際化及び活性化等を図る。

21世紀COEプログラムの継承事業であり、19年度の公募が始まる文部科学省の重点施策であるグローバルCOEプログラムの採択へ向けて積極的な応募を行う。

先端融合領域のイノベーション創出拠点形成の獲得を積極的に行なう。

- 2) 学長のリーダーシップのもとに、本学におけるこれまでの研究の蓄積や人的、物的及び地理的条件を活かした独創的な研究分野を選定・組織化し、施策を推進する。  
研究戦略企画チーム会議を中心に、本学の中核研究テーマの推進を図るとともに、全学横断的なプログラムについて、各学部の協働体制を構築してゆく。
- 3) 高度で個性的な研究を世界水準レベルで遂行したり、産学官連携で成果の得られるプロジェクト研究の企画・立案を行うなど、全学的な研究戦略を策定する体制を整備する。  
国際的に卓越した教育研究領域の形成を図るための施策を検討するとともに、これを推進するための補助金等の獲得を目指す。  
研究戦略企画チーム会議及び産学官連携推進本部運営委員会を中心に、戦略機能と実質的サポート機能の両機能の整備充実を図る。
- 4) 基礎科学分野においては、長期的視点からの研究育成と研究成果の蓄積を目指す。  
18年度に検討した本学における学術研究の戦略的な推進についてさらに研究戦略企画チームで検討し、内容を充実する。
- 5) 人文・社会科学分野においては、学術的に高い研究成果を産み出すことに止まらず、さまざまな形で研究成果が人々に活かされ、文化面、政策面で社会に貢献することを目指す。  
地域連携オフィスの活動と連動させ、地域価値創成に係る理論と手法についての学際的研究を進め、その実践フィールドを県内に設定するとともに、自治体や企業等との共同研究を拡大させる。 人文学部  
安曇野市、塩尻市との研究連携の成果をとりまとめ、活動の総括を行う。 人文学部  
社会貢献に寄与する研究成果公開の取組を続行する。 人文学部  
研究成果を発信することにより地域社会への文化面・政策面において貢献する。 経済学部  
審議会などへの参画を引き続き推進し、研究成果及び専門知識に基づく政策面での社会貢献を続行する。  
大学院イノベーション・マネジメント専攻で実施しているカフェゼミなど大学院授業の公開を引き続き実施する。

【大学として重点的に取り組む領域】

- 1) ナノテクノロジーに関連した研究領域（工学部、繊維学部） 長野・上田地区の知的クラスター創成事業の中核拠点形成  
文部科学省の知的クラスター創成事業の後継である第2期知的クラスター事業の採択を目指して申請する。
- 2) 先進ファイバー工学の研究領域 COE 形成領域（大学院総合工学系研究科 博士課程）  
21世紀COEプログラムの継承事業であり、19年度の公募が始まる文部科学省の重点施策であるグローバルCOEプログラムの採択へ向けて、積極的な応募を行う。
- 3) 臓器移植・再生医工学の研究領域（大学院医学研究科 博士課程 独立専攻）  
医学部知的財産活用センターを支援し、医工連携を推進する。  
（株）信州TLOの活用により技術移転を推進する。そのための「許諾取扱規程」,「技術移転業務委託契約」を整備する。

- 4) 加齢適応医科学の研究領域(大学院医学研究科 博士課程 独立専攻)  
 大学院加齢適応医科学系独立専攻を中心とし、先端予防医療センター及び熟年体育大学リサーチセンターと連携し、スポーツ医学を通じて実用化研究拠点の形成を推進する。
- 5) 機能性食料開発学の研究領域(大学院農学研究科 修士課程 独立専攻、大学院総合工学系研究科 博士課程)  
 農学部食料保健機能開発研究センターを拠点として、総合工学系研究科・医学部との連携により、生活習慣病等の予防機能を有する機能性食品の評価を行うとともに、外部資金によるプロジェクト研究等の応募を積極的に行い、機能性食料開発学の教育研究を推進する。
- 6) イノベーション・マネジメントの研究領域(大学院経済・社会政策科学研究科修士課程 独立専攻)  
 技術経営研究の確立を図り、地域に根ざした創業支援の方法について他の研究科等との連携を推進し充実を図る。  
 地域・社会への貢献を目指し、教育研究成果の社会への発信を促進する。  
 イノベーション・マネジメント研究・支援センターのシンポジウム・研究会等による教育・研究活動を推進する。
- 7) 信州のフィールドを活かした、自然と人間との共生を追求する新たな学問領域「山岳科学」の創造  
 総合工学系研究科「山岳地域環境学専攻」との連携により、教育・研究活動の促進を図る。  
 「信州フィールド科学賞」および「信州フィールド科学奨励賞」の募集および授賞を引き続き行う。  
 上高地・槍・穂高地域の総合研究を開始する。  
 「山岳科学」に関するデータ・アーカイブ構築に着手する。
- 【 成果の社会への還元等に関する具体的方策 】
- 1) 大学院においては、高度専門職業人の養成に力点を置き、出口保証を十分に意識し、本学と卒業生の受け皿組織との連携等を充実させる。  
 出口保証を十分に意識した教育プロセスを実現する準備を行う。  
 社会の要請に応える高度専門職業人を養成する教育プロセスを実現する準備を行う。  
 修了生の受け皿組織との連携を充実させる準備を行う。
- 2) 社会人教育や産学官連携教育研修システム及び医療人生涯研修システムの確立など、社会のニーズに迅速かつ効果的に対応しうる運営組織を検討する。  
 生涯教育実施体制の整備について検討し、可能なものは段階的に実施に移す。
- 3) 研究理念・目標、研究成果と意義、研究者の研究概要等を分かり易く工夫し、電子情報やメディアを通して、教職員、学生及び広く学外へ情報発信し、研究成果の社会への還元に努める。  
 機関リポジトリと相互連携する新たな教育研究者総覧システムを構築し、地域社会に向けた情報の発信を促進する。  
 学術情報オンラインシステムの運用を具体化して軌道に乗せるとともに、データベースの質及び量ともに充実させていく。
- 4) 教員の研究成果や業績等を事業活動や出版活動に発展させる方策を検討し、可能なところから実行する。  
 機関リポジトリと相互連携する新たな教育研究者総覧システムを構築し、WEBを活用した情報の発信を促進する。

【 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策】

- 1) 研究教育活動実績等のデータベース化と公表により社会的評価を受ける。  
大学評価情報データベースによる研究教育活動実績等の蓄積及び公表を行う。
- 2) 教員個人や研究組織等の研究成果・業績を学外者等がピアレビューするシステムを構築し、機能させる。  
教員個人の研究成果・業績を含めた教員の個人業績調査を実施する。  
教員個人や研究組織等の研究成果・業績について大学評価・学位授与機構の学外者等によるピアレビュー（認証評価）を受ける。
- 3) 先端的研究分野においては、国際的な研究評価を実施する。

( 2 ) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

【 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 】

- 1) 研究体制や研究支援体制について、学外者がピアレビューするシステムを構築する。  
研究体制及び研究支援体制について大学評価・学位授与機構の学外者等によるピアレビュー（認証評価）を受ける。
- 2) 学長のリーダーシップのもと、上記の検証結果などを踏まえ、教員等の柔軟な再配置とその不断の点検評価システムを構築・運用する。  
教員人件費のポイント制による管理について、各学部等における実施状況等を確認し、より効果的な運用方法の整備を行う。
- 3) 教員の任期制の導入を各分野の実情に応じて拡大し、より高度な研究の達成を目指す。  
任期制について、全学共通の指針を決定するとともに、制度的な条件整備を進める。  
教員の個人業績評価に基づき、研究及び教育を活性化させるための具体的手法について検討し成案を得る。
- 4) 任期制に加えて、各分野の実情に応じて研究者の流動性を高め、研究組織の活性化を図るための方策について検討し、実施に移す。  
教員の教育研究の評価を研究組織の活性化に結びつけるための方策について検討を進め成案を得る。  
研究者の流動性を高め、国内・国外との人事面での人材交流を進めるために、制度面での整備を行う。
- 5) 研究支援体制の一つとして、学内外の組織や資金を利用したポストドクトラルフェローシップの体制を整備し、その充実を図る。  
日本学術振興会の特別研究員であるPD，RPDといった各種制度への応募を推進するとともに、学内における若手の萌芽的研究を支援する奨励研究員制度及びアソシエイト研究員制度を推進する。
- 6) 研究支援のために、学内外の組織や資金を利用して、高度技術者を雇用しうるシステムを検討し、整備を図る。  
日本学術振興会の特別研究員であるPD，RPDといった各種制度への応募を推進するとともに、学内における奨励研究員制度及びアソシエイト研究員制度を推進することにより、高度技術者の確保に向け取り組む。

【 研究資金の配分システムに関する具体的方策 】

学長あるいは学部長がリーダーシップを発揮するための裁量的経費を十分に確保するとともに、研究資金等を重点配分するシステムを整備・充実する。

学長・学部長がリーダーシップを発揮するため、裁量的経費を十分確保する学内予算編成方針・同基準を策定し、また、重点配分された経費をチェック、フォローし、配分時の評価・査定に寄与できるシステムを整え、さらなるシステムの充実を図る。

【 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策 】

- 1) 研究に必要な設備や大型機器の有効活用の運営体制を整えるとともに、設備・機器の整備を計画的に推進する。

分散型キャンパスでの大型共同利用機器の有効活用体制を整えるとともに、全学的な設備・機器の整備を視野に入れた設備マスタープランの整備を図る。

- 2) 山岳科学の総合的研究を推進するため、教育研究を支援する諸施設の整備・充実を図る。

「山岳科学」に関する教育研究が円滑に推進できるような諸施設の整備・充実を図る。

- 3) ヒト環境科学研究支援センターの充実を図り、全学的な研究支援体制を整える。

新たな動物実験等の指針に基づく学内規程を整備し、動物実験等が円滑に実施できるシステムをつくり研究支援体制を充実する。

大型機器の有効活用のために、最新の情報の提供、技術指導や機器の利用講習会を開催する。

【 知的財産の創出・取得・管理及び活用に関する具体的方策 】

- 1) 全学の産学官連携体制の充実を図るとともに、(株)信州 TLO や信州大学の研究組織等と協力して信州大学教員等の知的財産を管理・活用する組織を整備する。

特許管理システムの活用により、出願・管理・活用を一元的に管理するとともに、引き続き、知財の創出、取得について研究者に周知(マニュアル配付)する。

発明や特許の管理を統一的行うための「知的財産の管理に係る基本方針」を整備する。

大学知的財産本部整備事業及び間接経費収入等を活用し、さらなる知財の創出、活用を図る。

- 2) 信州大学の特徴を活かして、製造部門(工学部、繊維学部が中心)及びゲノム・バイオ・ライフサイエンス部門(医学部、農学部、理学部が中心)を主とした二つの知的財産管理部門を設立し、その両者を効果的に運用するシステムを確立する。

本学の知的財産の活用方針、管理方法を明確化していくため産学官連携推進本部長統括の下、検討ワーキングチームを結成し、効果的な運用を検討する。

【 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 】

- 1) 研究活動に関する自己点検・評価、学外者によるピアレビュー、及び第三者評価機関による評価を定期的実施し、その結果を公表するとともに、その結果を受けた改善状況をモニターし着実な改善を促す体制を確立する。

研究活動を含めた全学の活動状況について大学評価・学位授与機構の学外者等によるピアレビュー(認証評価)を受け、その結果を公表する。

- 2) 評価結果を踏まえ、学長のリーダーシップのもと各種資源を重点配分し、世界的研究拠点形成など研究活動の質的向上を図るためのシステムを構築し、機能させる。

20年度のグローバル COE プログラム及び科学技術振興調整費の獲得に向け、学長が申請プロジ

ェクトリーダーに対しヒアリングを行いながら、積極的に応募を行う。

【 全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策 】

- 1) 全学の研究設備や施設を民間や産業界，あるいは他大学との共同研究に利用できるように支援体制を整え，共同研究を推進する。

引き続き，地域共同研究センター及びサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（SVBL），浅間リサーチエクステンションセンター（AREC）及び長野市ものづくり支援センター（UFO - Nagano）等の活用により，共同研究の推進を図る。

- 2) 全学の共同研究プロジェクトや，他大学，他研究機関の施設を利用する共同研究プロジェクトを推進するため，流動性の高い教員組織に整備する。

流動性の高い教員組織を整備する方策として，外部プロジェクト資金等を活用してテニユア・トラック制度の導入を図る。

【 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項 】

- 1) 医学部は，大学院医学研究科の個性化を図り，なかでも臓器移植細胞工学医科学系と加齢適応医科学系の二つの独立専攻における研究の高度化と，これらの研究領域の国際的研究・教育を担う後継者の育成に努める。

臓器移植細胞工学医科学系

- ・自己点検及び外部評価報告書並びに大学院生による授業評価及び研究指導法評価の結果を分析し，具体的な改善策を検討する。

加齢適応医科学系専攻

- ・4年間の学年進行中の教育・研究について，自己評価を行うとともに外部評価を受ける。
- ・先端予防医療の教育・研究を病院，あるいは地域機関と連携し，さらに発展させる。

- 2) 工学部は，これまでの研究成果を活かして，カーボンナノチューブに関する世界的な研究拠点を形成する。

平成17年度に設置された信州大学カーボン科学研究所が世界的な研究センターとなるために，研究所の組織充実策について引き続き検討する。研究所の3部門における先駆的なカーボン科学研究の充実を図り，欧米等世界でカーボンナノチューブを研究している拠点との連携を強める。

また，これらを通して，国際的に通用する若手研究者の育成を図る。さらに，成果の企業移転をよりスムーズに行うための産学連携モデルを構築の準備を開始する。

- 3) 繊維学部は，21世紀COEプログラムを推進し，先進ファイバー工学の世界的研究拠点を構築する。国際的先進ファイバー工学拠点として，グローバルCOE等の大型プロジェクトの獲得をめざすとともに，各種連携事業を策定・実施する。

3 その他の目標を達成するための措置

（1）社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

【 教育研究における社会との連携に関する具体的方策 】

- 1) 生涯学習を一元的に統括する体制を整備し，多様な社会的ニーズに応えうる総合的生涯学習プログラムを作成し，段階的に実施に移す。

生涯教育実施体制の整備について地域連携スタッフ会議において企画・検討を行い，可能なものは段階的に実施に移す。

- 2) 教育研究成果を社会的に還元するために、出前講座、市民開放授業、公開講座、テレビ放送公開講座等のプログラムを見直し、さらに充実・発展させる。  
大学の生涯学習プログラム策定の一環として、引き続き既存のプログラムの検証・見直しを進めながら、新しいプログラムを段階的に実施していく。  
市民開放授業のさらなる充実を図るため、アンケート調査等を実施し、分析、検討する。
- 3) 地域における学術情報の中核的拠点として、附属図書館の開放をさらに拡大する。また、教員による研究成果の出版と本学独自の教材の開発・出版を促進するために、大学出版会の設立を検討し結論を出す。  
地域における学術情報の中核的拠点としての附属図書館の検証及びさらなる開放を推進する。  
大学出版会にかえて Web Publishing 等の効率的出版方式を導入し活用する。
- 4) 地域連携のための学内支援組織を基盤として、自治体、住民組織、NPO 等と連携して、生涯学習の推進、公共政策の立案協力、地域社会の健康・福祉の向上、地域問題の解決等に対して、全学的に支援する体制を構築する。  
引き続き、地域連携スタッフ会議を中心に、他大学の実状調査、その他情報を収集・分析をしつつ、NPO 法人等との連携も踏まえながら、大学の地域連携について全学的に支援する体制の構築の検討を進める。  
出前講座の制度化について検討を行う。
- 5) 県内の他大学等との間で、地域貢献や単位互換制度等に関する連携について協議を進め、合意を得たものから実施に移す。  
県内の公私立大学等との連携により締結した単位互換制度(長野県内大学単位互換協定)に基づき、学生の単位互換を実施する。
- 6) 長野県環境保全研究所、大町山岳博物館等との研究面での連携を進め、長野県の自然環境保護に積極的に協力する。  
「山岳科学」の創設を目指したシンポジウムを、全国の山岳研究者を招聘して市民公開で行う。併せて博士課程学生のサイクリック・セミナーも兼ねて現地討論会を開催する。  
旧山地水環境教育研究センターの普及活動の実績を引き継ぎ、山地水域環境保全学部門の地域貢献事業として市民向けの講演会を催す。  
大町山岳博物館との研究協力を推進する。  
白馬村との連携協定を実質化していく。  
長野県環境保全研究所との研究協力協定の締結を図る。
- 7) 知的クラスター創成事業の中核的拠点として独創的な研究活動を推進し、地域産業界への技術移転等により産業の振興と活性化を図る。  
長野・上田地域知的クラスター創成事業の5年間の研究成果を(株)信州TLOと連携し地域産業界等へ技術移転を行うとともにさらなる共同研究の開拓を図る。
- 8) 研究成果や研究環境を地域・企業等に還元することを目指し、事業化・起業化を視野に入れた産学官連携支援施設を拡充してインキュベーションを推進する。  
上田市産学官連携施設(AREC)及び長野市ものづくり支援センター(UFO長野)の活用により、ベンチャー企業の立ち上げを支援・推進する。SVBL、イノベーション研究・支援センターと連携し、学生を含む起業希望者を支援する。

9) 県内財団との連携により産学連携の掘り起こしを促進し、地域と連携したフォーラム、セミナー等を開催する。

長野県テクノ財団外、関係団体と連携し、産学マッチングイベントに積極的に参加し大学の最先端技術シーズを発表する。また、毎年開催している地域連携フォーラムを継続して行う。協定締結市との連携協議会を開催し、産学連携活動を推進する。

10) 知的財産の保全と活用を一貫して行う体制の充実を図る。

産学官連携推進本部と(株)信州TLOとが連携し、知的財産の保全と一層の活用に努めるとともに随時情勢にあった見直しを行う。

11) 官公庁、地方公共団体等の各種審議会や調査活動に積極的に参加し、行政の発展・改善に寄与する。

地域連携スタッフ会議を中心に、公共政策の立案協力等に対する全学的支援方法について検討する。長野県知事・産業界との懇談会を通じ公共政策の立案に協力する。

12) 個人起業家に専門的・技術的アドバイスを行って優れたアイデアや発明の商品化を支援する。

地域共同研究センター、イノベーション研究・支援センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(SVBL)による起業支援活動を行う。

13) 専門職・技術者等の知的要求に応え、技術相談、教育相談、セミナー、講演会等を開催する。

産学官連携コーディネーター等を窓口とし、共同研究、発明、特許等の知的要求に応える。産学官連携推進本部において産学連携に関する教職員向け勉強会・説明会を開催する。

#### 【 教育研究における国際交流・協力等に関する具体的方策 】

1) 国際交流の統括的支援体制の整備・充実を図り、本学の中・長期的国際戦略を構築する。

各学部の国際的な取組みについて現状を把握し、中・長期的戦略のあり方を等々を検討するための調査項目を検討する。

2) 国際交流に当たる職員等の研修プログラムを作成し、各種研修制度を活用した国際交流スタッフの養成を図る。

外部の様々な研修に積極的に参加し、国際交流に必要な知識・技能を身につける。

3) 教育面での国際交流を量的・質的に充実させ、留学生の受け入れ及び本学からの海外留学生数を増大させる。また、そのためのバックアップ体制を充実させる。

大学間交流協定校との交換留学生の受入・派遣においては、基本的にセンターで窓口を一本化する。

4) 大学間国際交流協定の見直しと活用を進め、短期留学生の相互受け入れを拡大する。

留学生の相互交流を促進するために英語圏の適当な国際交流協定校を調査する。

5) 国際交流施設の拡充について検討する。これに加えて、地域社会との連携・協力のもとで、留学生の生活面での支援体制を拡充させる。

日本人学生と留学生との交流サークルを充実・発展させる。

6) 留学生卒業後のフォローアップ体制を検討し、実施する。

海外での留学生同窓会を実施する。

- 7) 教員の海外派遣及び外国人研究員の受け入れを増大させる。また、教員の国外での研修機会を増大させる。  
広報・情報室と連携して情報提供を行うため、各学部のホームページの充実策について検討する。
- 8) 外国人教職員の採用を積極的に進める。特に、最先端分野において、若手外国人研究者の登用を積極的に進める。  
外国人研究者の採用の在り方を検討し、教育研究のニーズに対応した雇用形態等の研究を進める。
- 9) 国際学会、国際シンポジウム等の開催を推進し、本学を起点とした研究面での国際交流を活発化させる。  
「信州大学国際シンポジウム2007」を実施する。
- 10) 地域に居住する外国人とその家族、帰国子女に対する教育支援のあり方について検討し、公的機関等に対して必要な支援を行う。  
松本市中央公民館等と協議し、支援計画を検討する。
- 11) 公的機関や地域団体と連携・協力して、開発途上国等に対する技術協力や教育面での協力を積極的に推進する。  
国際開発についてのセミナーに積極的に参加し、情報収集を行う。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

### 【 附属病院マネジメント改革に関する具体的方策 】

- 1) 病院長の専任化を検討し、病院の管理運営の最高責任者として予算執行権、人事権などの権限を強化する。  
病院長の専任化に向けて定数の確保及び理事の可能性について検討する。
- 2) 救命救急医療体制の重点的整備を図る。  
高度救命救急センターを設置する。
- 3) 特定機能病院の機能を充実させるため、患者数に対応した医療従事者の配置見直しを行うとともに、保健学科教員の診療協力の推進を図る。

### 【 医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策 】

- 1) 診療評価基準を制定し、スタッフの適正な評価を行う。  
医療事務に精通した人材育成のため選考採用を実施する。  
診療評価実施の一環として施設基準の見直しを行う。
- 2) 第三者評価機構による病院機能の客観的評価を受ける。  
平成21年度機能評価(更新)に向けた委員会を設置する。  
大学病院間における相互チェックを実施する。
- 3) 職員の労働環境の改善及び診療実績に相応しい待遇改善に努める。  
職員の労働環境の改善を行う。

- 4) 経営面における病院長補佐体制の充実を図る。
- 5) 経費の節減と病院収入の増加に努め、病院経営の改善を図る。  
収支分析により、費用の節減対策、収益の増収対策を検討・実施して、経営の安定化を図る。  
先端医療推進センターの先端予防医療部門において人間ドック事業を開始する。
- 6) 戦略企画室及び経営分析室の体制を充実させる。  
患者別疾患別原価計算のデータ精度をさらに高め詳細分析を実施する。  
外部コンサルタントによる経営分析、経営企画の実施。
- 7) 医療事故防止マニュアルの見直し（随時）、院内研修会の実施と院外研修会への参加、大学病院間の相互チェックの実施及び院内感染対策の充実など、リスクマネジメントの強化に努める。  
医療事故防止マニュアルの見直しを行う。（随時）  
院内研修会の実施と院外研修会へ参加する。  
大学病院間の相互チェックの実施。  
感染対策の強化、充実を図る。
- 【 良質な医療人養成に関する具体的方策 】**
- 1) 新医師臨床研修制度に基づく研修を、関連病院等の協力を得て実施し、全人的医療のできる質の高い医師を養成する。  
研修プログラムの検討、見直しを行う。
- 2) 卒後臨床研修センター専任の教員・事務職員を配置し、研修制度の充実を図る。  
研修プログラムを充実する。  
専任教員（助教授）の配置について検討する。
- 3) 学外からの実習生、研修生を積極的に受け入れる。  
広範な職域における研修生の受け入れを行う。
- 4) クリニカルクラークシップなど、医学部と連携して医学教育の充実を図る。  
臨床実習等への積極的な協力を行う。
- 【 研究成果の診療への反映や先端的医療導入のための具体的方策 】**
- 1) 高度先進医療の開発、臨床への応用を推進するとともに、保健医療の進歩発展に資する臨床研究を推進する。
- 2) 大学院医学研究科、医学部及び他学部等との共同研究を推進する。
- 3) 地域医療の中核を担い、かつ高度先進医療を推進できるよう、病棟・中央診療棟に引き続き、病院診療の根幹をなす外来診療部門の機能強化と教育研究活動の充実を図る。  
がん総合医療センターを充実する  
先端医療推進センターの先端予防医療部門において人間ドック事業を開始する。
- 【 事務等の効率化・合理化に関する具体的方策 】**
- 1) 経営サポート体制として病院経営分析担当部門を置く。

- 2) 医事課栄養管理室は、診療支援部門の一つ（臨床栄養部）として位置付ける。
- 3) 業務内容を見直し、病院事務当直、医療情報システムの保守・管理などの外部委託を推進する。  
病院事務当直の廃止の試行を年数回に拡大して実施する。
- 4) 物品共同購入システムを構築し、経費の節減を図る。  
引続き関東甲信越地区国立大学医学部附属病院管理課長会議において検討する。
- 5) 医療情報システム共同開発体制を構築し、経費の節減を図る。  
近隣の大学との共同開発が可能な事項があるか調査・検討を行う。
- 6) 人事交流システムを構築し、人事の活性化を図る。  
人事交流を推進するにあたって待遇面を検討する。

### （ 3 ） 附属学校に関する目標を達成するための措置

#### 【 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策 】

- 1) 学部・附属教員共同による実践的な研究の質を高めるために、学部・附属学校相互での授業や実践研究を通して成果をあげ、その成果報告書を年度ごとに公表する。  
実質的な学部・附属共同研究のあり方を探求してきた前年度までの成果を踏まえ、研究組織や研究テーマの立て方、研究の進め方、報告の仕方等を検討し、新たな学部・附属共同研究のあり方を実践的に探究する。
- 2) 「教育参加」「学校教育臨床基礎」「学校教育臨床演習」「事前・事後指導」「基礎教育実習」「応用教育実習」など、臨床経験科目相互の系統性を強め、カリキュラムの系統化を図る。  
17～18年度の実績をもとに「教育臨床基礎」で「つける力」を明確にする。
  - ・「教育臨床演習」で「つける力」を明確にする。
  - ・「事前事後指導」で「つける力」を明確にする。
  - ・「基礎教育実習」で「つける力」を明確にする。
  - ・「応用教育実習」で「つける力」を明確にする。
 さらに、各科目の「省察」指導の方法について検討し、教員としての実践的・臨床的指導力の向上、臨床経験科目が果たす役割を一層明確化する。

#### 【 学校運営の改善に関する具体的方策 】

- 1) 附属小学校及び附属中学校の学級規模の適正化を図る。  
小・中学校の周辺校の学級規模状況等について調査結果を整理し、附属学校の将来構想の進捗状況と関連付けながら、具体案の策定に向け検討する。
- 2) 少人数学級、習熟度別指導、不登校児童生徒支援等の教育課題に対応させ、教育内容や方法について教育研究を実践する。  
平成18年度に引き続き、附属長野中学校において英語科、数学科の授業を各1学年選択し、それを対象にして少人数学級編成による学習指導を実施し、効果的な指導の在り方を追究する。
- 3) 附属幼稚園・附属松本小学校・附属松本中学校を一体化した附属学校園をめざし、施設設備やカリキュラム、教員組織を検討し、その具体化を試みる。

附属幼稚園・附属松本小学校を一体化した「附属松本初等教育学校」の設立をめざし、幼小の研究チームによる実践研究を進め、カリキュラム、教員組織の検討を図る。

- 4) 附属特別支援学校の児童・生徒の障害に即した基本的生活習慣等の日常訓練や指導のための施設を含めた環境づくりを行う。

北陸地区附属特別支援学校の中で、児童・生徒の障害に即した基本的生活習慣等の日常訓練や指導のための宿泊施設及び基本的生活習慣の訓練施設を唯一持たない本附属特別支援学校は当該施設の実現を図るための準備を行う。

**【 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策 】**

新しい教育課題に対応するため、通学区や入学者選抜方法等の見直しを行う。

平成19年度入学生保護者を対象に生徒募集に関するアンケートを実施し、結果の分析を資料としてまとめ、過去5年程度の応募者の人数・出身地区の推移や通学区及び入学者選抜方法等の見直しに資する資料とともに整備する。

**【 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策 】**

教育委員会との連携を図り、研修教員を積極的に受け入れ、学部教員の指導のもとで実践的研修を行う。現職教員10年経験者研修等についても臨床研修の場を提供する。

現職教員10年経験者研修等について、各附属学校園公開研究会を中心に臨床研修の場を提供する。

また、長野県教育委員会等と連携し、研修対象者の拡大方策を引き続き検討する。

長野県教育委員会との合意に基づき、附属6校園で長野県教育委員会から派遣された研修教員を受け入れる。また研修の質の向上を図るための方策の検討を開始する。

**【 地域の教育的課題に対応する先導的な教育方法に関する具体的方策 】**

- 1) 各学校園での先導的研究を公開授業研究会において公表する。

長野地区、松本地区それぞれの附属学校園において先導的教育研究を行い、公開する。

- 2) 学びの連続性を重視した学年間や、幼・小・小・中間に連続するカリキュラムの開発、ノーマリゼーション理念に基づいた小・中・特別支援の交流・協同のカリキュラム開発を行う。

「附属松本初等教育学校」の設立をめざし、幼・小間をつなぐ具体的なカリキュラム開発のため、幼稚園と松本小学校との共同研究を進め、その成果を公開研究会で公開する。

附属長野3校においては従前から、ともに学び、ともに育つ学習が成立するような交流学習のカリキュラムを実践している。平成19年度も附属長野中学校と附属特別支援学校間において、特別活動及び生活単元学習のカリキュラムの中で、日常的なかかわりも含めた協働の学習とノーマリゼーション理念の育成を行う。また、附属小学校との連携の方向も探る。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

**【 効果的な組織運営や戦略的な学内資源配分の実現等に関する具体的方策 】**

- (1) 役員会が各学部の情報を把握しやすい組織体制を確立する。

- (2) 役員会と各部局及び各部局間の連絡調整機能が十分に発揮される体制を整備する。

- (3) 大学運営上の重要テーマに応じて担当理事を配置し、学長の業務の一部を分担させるとともに、当該理事のもとにそのテーマに応じ、スタッフ組織又は執行組織を結成し、企画立案及び執行す

る体制を構築する。

外部専門家の登用による理事・副学長の業務執行支援体制を検討する。

- (4) 大学のコア業務については、学長と一体となった副学長を置く。また、学長の意志決定を補佐し、大学経営戦略策定の支援業務、全学調整、役員会の議題整理等の業務を行うために、学長室を置く。学長室の業務内容を検証し、必要に応じて業務内容の見直しを行う。
- (5) 専門知識・経験をもつ学外者をスタッフ組織に登用し、理事を助けるとともに、学内教職員のキャリア開発の機会を確保する。  
専門知識・経験を持つスタッフ組織のあり方について最終的結論を出す。  
学内教職員のキャリア開発制度を確立しこれを可能とする研修を実施する。
- (6) 平成17年度までに、教育研究評議会をはじめとする各種全学委員会の構成員や職務内容等を見直す。
- (7) 大学運営に識見を有する適任者を学長に選任できるよう、学長選考会議における候補者の選考に先立ち、構成員の意向投票を実施する。  
現学長の任期が平成19年9月30日に満了するため、学長選考規程に基づき、次期学長選考における意向投票を実施し、その投票結果を参考にして学長候補者を決定する。
- (8) 学部が各地に分散する大学の特性にあった大学運営を行うため、学部長に学長権限の一部又は細部を委譲又は委任するとともに、評価・改善のシステムを構築し、順次実行する。  
学部長に委譲又は委任した事項の評価・改善のシステムを検討する。
- (9) 学部長のリーダーシップを発揮しやすい体制整備のため、学部長補佐体制を整備するとともに、各学部の必要に応じ学部長室を設置し、学部運営の効率性と機動性を高める。  
人文学部 整備された学部執行体制の充実に努め、不断に検証を加える。  
教育学部 学部運営会議及びそこに置かれる実務委員会や各種専門委員会等の組織体制が、学部長のリーダーシップの発揮に効果的に機能し且つ学部運営の効率化と機動性を高めることに繋がっているかを点検し、必要に応じて見直しを図る。  
理学部 「学部長補佐」を任命し、学部長補佐体制の一層の強化と学部運営の一層の充実を図る。  
「学部長室」において体制強化の効果について検証する。  
医学部 学部運営の効率性と機動性を高めるため、学部長補佐会議機能の充実と諸会議の縮小を図るとともに、必要に応じて見直しを行い、学部長室の設置については、引き続き検討する。  
工学部 教育研究評議員2名のほかに、副学部長2名（事務担当を含む）、学部長補佐3名及び学部戦略企画室員8名の体制とし運営体制の強化を図る。これらのメンバーによる拡大学部運営会議を定期的開催し、学部運営の効率性及び機動性をさらに高める。  
農学部 副学部長及び学部長補佐体制を継続し、学部運営の効率性と機動性を図る。  
法曹法務研究科 研究科長補佐体制の実質化を図る。
- (10) 副学部長又は学部長補佐は、その職責に応じた処遇を制度化する。  
管理職手当に関し、新たな制度を検討し、副部長等の処遇面の整備を行う。
- (11) 教授会の審議事項を精選し、所要時間の縮減を図る。  
人文学部 メディア・媒体等をも活用した教授会等の審議のさらなる実質化・効率化に継続して取

り組む。

教育学部 教授会の審議事項，運営方法等について点検し，必要に応じて改善を図る。平成 18 年度から試行した報告事項等の電子媒体表示を充実・定着させ，会議時間の縮減を図る。

理学部 前年度の教授会の審議事項の数，内容及び時間数を調査し，審議事項の整理，所要時間の短縮等の必要性の有無について検証を行い，必要に応じ見直しを行う。

医学部 代議員会としての医学科会議及び保健学科会議の審議事項の見直しを必要に応じて行うとともに，管理運営等の重要案件については学部長補佐会議で審議することにより，所用時間の縮減を図る。

工学部 代議員会制度は既に導入済みであり，教授会の開催回数をそれまでの約半分に低減している。さらに学科長会議での十分な審議を経ることにより教授会での審議事項を精選し，所要時間の縮減を継続的に実施する。

農学部 教授会システム等の検討を継続し，効率化と所要時間の短縮化を図る。

法曹法務研究科 審議方法の工夫による所要時間の短縮化を検討する。

(12) 教授会と学部長との役割分担を見直し，主に教学に関する事項を教授会とし，意思決定・執行のスピード化，効率化を図る。

人文学部 教授会と学部執行体制の役割分担に継続して取り組み，学部運営に係る意思決定・執行の効率化に努める。

教育学部 教授会と学部長（学部運営会議）との役割分担が，教育学部の運営において機動的且つ効率的に機能しているかを点検し，必要に応じて改善を図る。

理学部 前年度の教授会の教学に関する事項以外の審議事項について検証し，必要に応じ改善策を検討する。また，一層のペーパーレス化に努める。

医学部 代議員会としての医学科会議及び保健学科会議に 教授会審議事項を付託し効率化を図るとともに，教学に関する案件については，医学教育センターで審議のうえ教授会に諮ることとしている。管理運営に関しては，学部長補佐会議において，学部長リーダーシップのもと意思決定の形成，その執行のスピード化，効率化を図るとともに，必要に応じて見直しを行う。

工学部 代議員会制度の導入に際し，教授会の審議事項を主に教学に関するものとし，代議員会ではその他の事項を審議する制度とした。必要に応じ，学部運営会議において教授会と学部長との役割分担について見直しを行い，学部運営の意思決定・執行のスピード化，効率化を図る。

農学部 教授会審議事項及び役割分担の見直し検討を継続し，運営の効率化を図る。

法曹法務研究科 研究科運営に関わる業務執行を 研究科長の下で 各種委員会にて行うとともに，教授会の審議事項を主に教学に関する事項とするよう不断の検討を行う。これにより，教授会と研究科長の役割分担を明確にし，教授会のスムーズな運営を実現するよう努める。

(13) 学部運営に識見を有する適任者を学部長に選任できるような選考方法を採用する。

人文学部 前年度策定し実施された「人文学部長候補者選考規程」(平成 18 年 8 月 9 日施行)について，適宜必要に応じた検証を図る。

教育学部 平成 18 年 11 月 1 日に改正施行した「信州大学教育学部長候補者選考規程」に基づいて，平成 18 年 12 月 13 日に実施した教育学部長候補者選挙の反省を踏まえ，選考方法についての課題を検討し，その一層の充実を図る。

理学部 学部運営に識見を有する適任者を学部長に選任できるような選考方法を採用する。年度末に新しい「学部長選考規程」により，20 年度からの学部長を選考する。

医学部 学部長は，法人化により，管理運営面に加えて，学部における教育・研究面におけるその職責の重要性が増大しており，学長選考規程の施行及び学部長候補者選考通則を基に，識見を有する適任者を選任できるよう医学部長候補者選考規程の見直し及び改正を行う。

- 法曹法務研究科 「研究科長候補者選考規程」に基づく選考方法等に係る課題の把握に努めるとともに、必要に応じて、識見を有する適任者を選任できる規程への改正を速やかに行うよう努める。
- (14) 事務系職員は、学長、役員会等の執行機関や教員組織との密接な連携協力のもとで、役割を分担する専門職能集団としての機能強化を図る。
- 外部者を含めた専門的知識・経験をもつスタッフとの協働体制を検討する。
- 大学運営に係る研修の実施、事務職員の受講
- (15) 戦略的な組織編制と選考採用、各種専門研修、キャリア・パスの整備等により、優れた人材確保や養成を行う。
- 信州大学の人材確保・養成のあり方について引き続き検討し、現行制度の見直しを行う。
- (16) 留学生相談や留学生受入れに関する業務について、教員と事務職員との一体的な運営組織を設置する。
- 18年度から実施している教員と事務員が参加する国際交流センター会議に19年度に採用予定の副センター長を加え、定期的開催し情報の共有化を進め、一体的な組織運営を行う。
- (17) 中期計画等を確実に実現させるため、学長のリーダーシップのもとに関係委員会が有機的な連携を図りつつ、学長裁量の人事枠や教育研究経費及び研究施設等の学内資源を重点的に配分するシステムを構築する。また、教育研究に関する学長・学部長の裁量的経費の一層の確保を図る。学長裁量の人事枠を有効に活用し、教育研究の充実に向けた重点的な配置を継続する。学長がリーダーシップを発揮するため、裁量的経費を十分確保する学内予算編成方針・同基準を策定し、また、重点配分された経費をチェック、フォローし、配分時の評価・査定に寄与できるシステムを整え、さらなるシステムの充実を図る。
- (18) 健全な大学経営と対外的説明責任の観点から、執行機関においては、計画・実行・チェック・修正のサイクルによる業務遂行ルーチンを整える。
- マネジメント・サイクルに関する指針により業務遂行ルーチン体制の整備を行う。
- (19) 業務執行効率を考慮した合理的な監査基準に基づく監査体制を整備する。
- 内部監査機能強化のための重要な要素である監査要員を計画的、継続的に育成することにより、専門性の向上に努める。
- 監査技法の最適化、緊急度、重要度に応じた監査重点項目の設定等により、効果的かつ実効性のある内部監査を実施する。
- (20) 近隣の大学等との連携を一層強化し、教育研究分野のパワーアップを図るとともに、新たな連携・協力モデルの構築を目指す。
- 上越教育大学との連携協議会での協議に基づき、「教育交流」、「研究交流」、「地域貢献検討」及び「教育課程研究」の4部会の事業計画を推進し、人的にも教育研究の面でも交流を重ね、情報交換を行いながら両大学のパワーアップを図る。
- 長野市内7大学・短大・高専単位互換夜間開講カレッジ等を開講し、中心市街地の活性化及び市民等の生涯教育に対するニーズに貢献する。
- 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置
- 【教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等に関する具体的方策】
- (1) 自己点検・評価と学外者による検証や第三者評価を行い、教育研究組織の中・長期的な見直しの

基本構想を策定するシステムを構築する。  
大学評価・学位授与機構の認証評価を受ける。

- (2) 教養教育の充実並びに教育に関する研究開発，企画及び支援をさらに推進するため，高等教育システムセンターを改組し，高等教育機構（仮称）を設置する。
- (3) 平成 19 年度に，医学部保健学科を基盤に，高度で専門的な医療技術者や教育者，研究者の養成を目的として，看護学及び保健学に関する大学院（修士課程）を設置する。
- (4) 文化，教育，社会政策等の分野の高度専門職業人養成を目的として，既存の人文科学研究科，教育学研究科及び経済・社会政策科学研究科修士課程の改組・再編について検討を開始する。  
新カリキュラムを実施するとともに，文化・教育・社会等の分野に求められる高度専門職業人養成を視野に入れた地域価値創成に係る理論と手法についての検証を加え，研究科組織・カリキュラムの抜本的改革の素案を練る。 人文学部  
「教職大学院」の設置可能性の検討は凍結し，当面は，既存の教育学研究科の整備・充実を図るものとし，その方向でのアドミッション・ポリシーの策定に基づく，入学者選抜方法の見直し，教育組織，教育課程，教員配置の見直しに必要な財政的措置を検討する。具体的には，学長裁量経費，学内 GP 等の獲得を目指し，平成 22 年度概算要求（21 年秋）に載せることを目標とする。また，新制度による大学院入試を実施する。 教育学部  
経済・社会政策科学研究科イノベーション・マネジメント専攻では総合工学系研究科との連携に基づくダブルディグリー化について平成 20 年度導入を目指し，他大学の状況を調査のうえ，学内的にコンセンサスを得る 経済学部
- (5) 経済学部を母体に法曹専門家の養成を目的として，法科大学院を設置する。  
信州大学法科大学院改善検討委員会を開催し，法科大学院に関する管理運営体制全般に係る改善に関すること，教育内容及び教員組織の充実に関すること，教育環境の整備・充実に関すること並びに学生に対する就学援助の在り方に関すること等について審議する。  
独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施する，法科大学院認証評価（予備評価）を受ける。
- (6) 先端的，独創的，学際的研究の拠点形成と高度専門職業人の養成を目指し，理学部，工学部，繊維学部を基盤とする工学系研究科（区分制博士課程）に農学系分野を融合した総合工学系研究科（独立研究科後期 3 年のみの博士課程）に改組・再編する。なお，工学系研究科（博士前期課程）は工学系研究科（修士課程）とする。  
山岳科学の創造を目指している「山岳科学総合研究所」と大学院総合工学系研究科山岳地域環境科学専攻との連携を強化し，同専攻の教育・研究の充実を図る。
- (7) 医用工学分野等の設置による医学系研究科の充実方策，総合工学系研究科の拡充，両研究科の研究連携の推進について検討を開始する。  
医工連携・医農連携等によって成された先端医学研究を実用化するため，基礎から臨床までを一貫する橋渡し研究（トランスレーショナルリサーチ）における研究開発推進体制，並びに知的財産管理・戦略構築体制を形成する。さらに，医学領域・工学領域等の出身者を対象として，トランスレーショナルリサーチマインドを持った研究者の養成を図る。併せて，教職員を中心として，科学的知識だけではなく，知財戦略，薬事法，事業化戦略，財務戦略，並びにそれらに付随する各種契約等に精通したプロジェクトマネージャー人材を養成する。  
医学部知的財産活用センターの活動を通して，医工連携，医農連携を一層推進し，種々のシーズを

発掘する。

- (8) 人文学部を中核として、文化、教育、社会政策等の地域における高度専門職業人養成を目指し、大学院地域ブランド研究科（仮称）博士課程（独立研究科）の設置を検討する。

新カリキュラムを実施するとともに、文化・教育・社会政策等の分野に求められる高度専門職業人養成を視野に入れた地域価値創成に係る理論と手法についての検証を加え、研究科組織・カリキュラムの抜本的改革の素案を練る。

### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

【 戦略的・効果的な人的資源の活用や非公務員型を活かした柔軟かつ多様な人事システム構築等に関する具体的方策 】

- (1) 職務に応じ業績を評価する方法の構築、やりがいと自己実現を目指す組織風土の形成及び能力開発システムの構築を図る。

業績評価及び能力・行動評価制度の検証・整備及び職能資格制度・職能資格給与制度の具体的な導入作業を行うとともに、能力開発システムのあり方を人事制度ワーキング・グループで検討する。業績評価・能力・行動評価制度を的確に実施するための評価者能力向上策を継続する。

- (2) 教職員の公募原則の推進、競争原理の導入、昇格昇進方法の基準及び具体的な運用の説明責任を明確にし、人事の透明性を図る。

教職員の公募原則の推進及び昇格昇進方法の基準に基づく具体的な運用を開始する。  
査定制度の改善・見直しを行う。

- (3) 職務に応じた多様な雇用形態の導入及び性差別・年齢差別・国籍差別のない職場づくりに努める。

職務に応じた多様な雇用形態に関する問題点の検討・見直しを行う。  
差別のない職場づくりに向けての改善策を策定し、実施に移す。

- (4) リーガル・コンプライアンスに基づく良好で安定的な労使関係の樹立、イコール・パートナーシップの推進とライフサイクルに合わせた就業形態の整備を図る。

リーガル・コンプライアンスとイコール・パートナーシップを推進するとともに、これまでの諸方策の見直しを行う。  
継続雇用以外にもライフサイクルに合わせて新しく導入すべき就業形態を検討する。

- (5) 安心できる職場環境づくりを推進する。

労働安全衛生体制等の改善策を実施して、安心できる職場づくりを漸進的に実践する。

- (6) 教職員のモラルの一層の向上に努める。

- (7) 競争力のある魅力的な人事制度を構築し適切な運用を行う。

人事制度ワーキング・グループにおいて人事制度に関する点検作業を継続する。

- (8) 平成 18 年度までに人事制度検討委員会（仮称）を設置し、職能資格制度・職能資格給与制度・人事考課制度・昇格昇進基準などの導入を検討し、平成 19 年度から実施する。

人事制度ワーキング・グループで、職能資格制度・職能資格給与制度・人事考課制度、昇格昇進基準を策定する。

人事制度ワーキング・グループで、職員のキャリア開発制度を策定し実施する。

- (9) 教員以外の職員のキャリア形成について、職員個別のキャリア計画を作成し、各職域に応ずる専門的能力の育成を図るとともに、法人のキャリア育成責任を明確にする。  
職員個別のキャリア計画の具体的検討をすると同時に、現在の研修システムの見直しを進める。
- (10) 教員のサバティカル制度の導入に向けた検討を行う。  
大学内外のサバティカル制度あるいはそれに類似した制度についての調査を行い、サバティカル制度の導入について、基本方針を決定する。
- (11) 必要な部署には、教員以外の職員の他に非常勤職員・アウトソーシング人材(派遣等)を活用し、業務の効率的な運営を図る。  
人事制度ワーキング・グループで、非常勤職員の在り方について検討を行い、その結果に基づき、必要な部署にはアウトソーシング人材の活用を図る。
- (12) 各分野の実情に応じて任期付き任用を導入する。
- (13) 教員総数に占める女性の比率を、中期目標期間中に、15%以上に引き上げる。  
女性教員増加の具体的方策の実施方法を検討し、実行する。
- (14) 教員以外の職員総数に占める女性の割合を、男女共同参画社会にふさわしいものとする。  
女性職員の就業上の問題点を検討し、解決策を策定する。  
職業生活と家庭生活の両立策を策定し実施する。
- (15) 平成17年度までに、男女ともに育児休業の取得を進める施策を策定し、育児休業の取得率の向上に努める。特に男性の取得を奨励する。  
育児休業の取得を奨励するための具体的方策を検討する。
- (16) 外国人教員数を、現在の人数より増やす。  
外国人教員の戦略的配置の具体的方策について全学的に検討するとともに、そのために必要な制度的条件の整備を計る。
- (17) 障害者については、法定基準以上の雇用を行う。  
雇用促進プログラムを作成するとともに段階的に実施に移す。  
障害者の雇用が円滑に進むように、職場環境の整備を行う。
- (18) 本学としての教職員定員を定め、不断の評価点検に基づく効率的な人員管理を行う。  
人員管理方策の検証・見直しを行う。
- (19) 学長裁量の人事枠の確保と戦略的な運用を図る。  
人員管理方策の検証・整備を行うとともに、学長裁量人事枠の効果的活用を進める。
- (20) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。  
総人件費改革に係る削減の対象となる人件費について、平成19年度に概ね1%の削減を進める。

#### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【 事務処理の効率化・合理化や事務組織の機能・編成の見直し等に関する具体的方策 】

- (1) 法人化を踏まえた新たな事務組織に移行して、点検・評価システムを導入するとともに、教育・研究・学生関係業務及び社会的要請等に見合った人的資源の投入について不断の見直しを行う。  
小集団で行う「かいぜん（QC）」活動の導入、実質展開の支援を行う。  
○継続的な組織業務改革の実施及び検証を行う。
- (2) 事務系職員の採用について、平成 16 年度採用分から、他大学と共同で一括職員採用試験（面接試験を除く）及び説明会を実施し、関係業務処理の効率化を図る。
- (3) 平成 17 年度から、事務系職員の資質向上のための研修を他大学と共同で実施する。  
外部機関による研修、他大学との共同研修を含めた研修体系を検討する。
- (4) 業務の効率化を図るためアウトソーシングを進める。その方策として費用対効果を考慮し大学に常時勤務する職員が行うべき業務を精選し、その他の業務は外部委託する。  
アウトソ - シング、外部委託を有力な業務改善方法の一つとして位置付け、実務現場における継続的な業務改善合理化を推進するとともに、業務合理化への啓発活動を行う。
- (5) 平成 19 年度までに、学務事務の電算化を推進し、シラバスの電子化及び履修登録・成績管理の Web による入力切替えを行う。  
学務事務の電算化を推進し、シラバスの電子化を行う。
- (6) 学内広報の一層の電子化を行う。  
18 年度に学内広報の充実策として教職員へのサービス向上を図るため、学内情報配信システムを運用しているが、より使いやすいものにするための具体策を検討する。
- (7) 事務処理手続きを見直し、簡素化する。
- (8) 平成 17 年度までに、専門的な業務に従事する職員についての一般公募による選考採用の方法を導入し、一層専門的な研修を実施するなど事務職員等の専門性の向上を図る。  
事務職員の専門性を図るために専門研修を一本化に向け検討するとともに研修内容を充実する。
- (9) 理事の業務執行支援組織として、スタッフ組織を設置し、外部者を含めた専門的知識・経験をもつスタッフとの協働体制により、事務職員の専門性を高める。  
○外部者を含めた専門的知識・経験をもつスタッフとの協働体制を検討する。  
○大学運営に係る研修を実施する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【 科学研究費補助金、共同研究、受託研究、奨学寄附金等の外部資金の増加に関する具体的方策 】

- (1) 申請件数及び採択件数の増加を図るための方策を積極的に検討し実施する。  
科学研究費補助金の申請件数や採択状況及び寄附金等の受入れ状況を役員会等で報告するとともに、大学のホームページ上でも採択者等を掲示し、全教員に申請に対する啓発を行う。また、前年度の実績をもとに学部ごとに努力目標等を示すこと、学内説明会において高額獲得者等による説明を行

うこと等により、積極的な申請を促す。

- (2) 部局全体の申請率及び採択率の向上を図るため、採択者に対するインセンティブの付与を部局予算配分に反映する。  
部局全体の申請率及び採択率の向上をさせるため、学部長裁量経費におけるインセンティブ付与システムを完成させる。今後は研究推進部を始めとする各部署に予算配分することにより、さらなるインセンティブ付与システムを企画立案していく。
- (3) 補助金公募等のニュースソース及び申請に関する手続き、Q & A、留意事項等を常時ホームページで発信するとともに、説明会を毎年開催する。  
補助金、助成金等の公募について、大学のホームページに掲載し、発信するとともに、関係部局へ通知する。また、特定学部の推薦すべき助成金等がある場合は、部局長等へ積極的に申請するよう促す。  
競争的資金等については、公募前から情報提供し事前に準備する。また、大学全体構想に関する資金の申請に関し、部局へ指示、依頼等を行う。  
補助金、助成金等の公募の説明会等に参加し、学内においても説明会等を開催する。
- (4) 信州大学産学官連携推進本部及び地域共同研究センターを核として、信州大学の各部局が地域産業界、地方自治体と産学官連携を推進することで、外部資金の獲得額の増加を目指す。  
引き続き、産学連携を推進することを目的とした産学マッチングイベントに積極的に参加し、大学の最先端技術シーズなどの研究成果を発表し外部資金の獲得額の増加を図る。  
知的財産の活用を含め、産学官連携推進本部の整備、充実を進め、国際連携等の推進を図る。
- (5) 知的クラスター創成事業を推進するために、(財)長野県テクノ財団、参加企業等の諸団体と連携し、共同研究の一層の増加を図る。  
信州TLOと連携し、知的クラスター創成事業により創出されたこれまでの研究成果を地域産業界等へ積極的に技術移転等を行い、新たな共同研究の開拓に努める。
- (6) 21世紀COEプログラムから派生する共同研究・受託研究の一層の増加を図るとともに、新規プログラムのさらなる採択を目指す。  
21世紀COEプログラムが平成18年度で終了したことに伴い、その継承事業である、グローバルCOEプログラムの採択に向けて積極的に取り組む。  
科学技術振興調整費の継続プログラムや新規プログラムへの獲得に積極的に取り組む。  
新規プログラムの情報収集を行うと同時に、各省庁等の大型競争的資金等の情報を関連学部を提供し、積極的な申請に取り組む。
- (7) 学内の研究資源・情報のデータベースをもとに、企業や官公庁の訪問等によって、外部に対し積極的に信州大学の経営資源をアピールし、共同研究・受託研究・奨学寄附金等の外部研究資金の獲得につなげる。  
機関リポジトリと相互連携する新たな教育研究者総覧システムを構築し、地域社会に向けた情報の発信を促進する。  
本学のシーズ集を活用し、県内各地域でシーズ発表会を行う。また、企業とのマッチングイベントや工業フェアに参加し、大学の研究成果を広く紹介する。また、東京においてJST主催のシーズ発表会に参加し、大学のシーズをアピールし、外部資金の獲得につなげる。

(8) 地方自治体からの奨学寄附金の増加を図るため、分散キャンパスのそれぞれの特色を活かした公開講座や地域貢献を積極的に推進する。

包括連携協定を締結している市との連携協議会を定期的に開催し、地域貢献を推進する。

出前講座、市民開放授業、放送公開講座、JTBシニアサマーカレッジ等の事業を通じて地域貢献を推進する。

(9) (株)信州TLO及び信州大学産学官連携推進本部による大学的財産管理・運営機能の強化により、ロイヤリティー等収入の増加を図る。

引き続き、産学官連携推進本部と(株)信州TLOの両組織のスタッフが知的財産情報を共有するなど有機的な連携強化により収入の増加を図る。

(10) 病院収入は、収益及び費用比率並びに労働生産性等経営管理分析を的確に行い増収を図る。

患者別疾患別原価計算のデータ精度をさらに高め詳細分析を実施する。

## 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

### 【 管理的経費の抑制に関する具体的方策 】

(1) 内部部局及び学部事務の見直し合理化を行い、費用対効果を考慮して、アウトソーシングに馴染む業務については積極的に推進し、変動費化を図る。

アウトソーシング、外部委託を有力な業務改善方法の一つとして位置付け、実務現場における継続的な業務改善合理化を推進するとともに、業務合理化への啓発活動を行う。

(2) 光熱水料の削減に向けたポスターの掲示、省エネ推進期間の設定等により、取組の推進及び教職員や学生等の改善意欲を醸成し、光熱水料の縮減を図る。

光熱水料及びエネルギーの削減に有用な情報を提供、啓発活動等の行動計画に基づく取組を推進する。

(3) 配布文書の精選及びネットワーク等を活用したペーパーレス化を推進し、印刷物・コピー代の縮減を図る。

学内情報配信システムの有効活用を全学的に促進し、ペーパーレス化を推進する。

## 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

### 【 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策 】

(1) 会議室等の施設、研究用設備及び機器のより効率的な利用を図るために、部局を越えた全学一括管理の仕組みを確立する。

前年度実施した利用状況の調査結果を基に、対象部局との調整を継続し、全学一括管理が可能な施設及び方法を検証、一部試行を開始する。

(2) 施設・設備の使用状況のデータベース化を充実強化し、教育研究の変化に対応した弾力的活用と効率的な利用を図る。

施設・設備の使用状況調査結果のデータベース化を継続し、その一部運用を開始する。

(3) 週末、長期休業中を含め、大学の施設（会議室、教室、体育施設等）を効率的に活用するとともに、新たな収入を獲得するため、学外者に有料で貸し出すなど、施設・設備の有効利用を図る。

全学の貸し出し状況の調査結果を各施設の管理部局に報告し、有効利用を促進する。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【 評価の充実に関する具体的方策 】

- (1) 平成 17 年度を目途に、全学の自己点検・評価、外部評価、第三者評価等の評価関連活動を一元的に司る評価・分析室(仮称)を設置して、多面的な点検評価活動を実施し、その結果を公表する。  
大学評価・学位授与機構の認証評価を受け、その結果等を公表する。
- (2) 関連委員会等相互の有機的な連携を踏まえて、目標・計画 実施 評価のサイクルに改善方策・改善計画の策定や改善勧告・命令の機能を組み込んだ改革・改善体制を全学的に整備する。
- (3) 教員や教育研究組織の成果・業績等に基づく評価システムの構築と優れた教員や教育研究組織に対する支援方策を策定する。  
教員の成果・業績を含めた教員の個人業績調査を実施する。  
教員や教育研究組織の成果・業績について大学評価・学位授与機構の認証評価を受ける。
- (4) 大学運営の専門的職員と教員との連携を通して、組織、運営、財務等に係る評価システムの構築と検証結果を踏まえた改善方策を策定する。  
組織、運営、財務等に係る状況を含めて大学評価・学位授与機構の認証評価を受ける。
- (5) 信州大学の評価情報の体系的な収集(データベース化)・調査・分析・提供を一元的に司り、大学評価関連委員会及び中期目標・中期計画の企画立案を支援する大学評価情報調査分析室を整備・充実し、評価・分析室(仮称)の評価情報部門として発展させ、その機能強化を図る。
- (6) 信州大学評価情報データベースを作成し、本学の大学評価情報の充実を図る。データベースを活用して、教育研究活動、社会活動、国際交流活動、大学・業務運営その他の諸活動を常時モニターしながら、中期目標・中期計画の達成度を検証し、改善計画に資するための評価指標・モニタリング情報として全学的に提供する。  
信州大学評価情報データベースを充実する。  
教育研究活動等の自己点検・評価、認証評価、中期目標・中期計画の達成度の検証に信州大学評価情報データベースを活用する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

【 情報公開等の推進に関する具体的方策 】

- (1) 担当理事をトップに広報体制を整備し、広報戦略を策定し、実施に移す。
  - 1) 信州大学評価情報データベースからマネジメント情報や評価指標を抽出し、分かり易く工夫し、国の内外に積極的に公表する。
  - 2) 広報誌、ホームページ等を通じて本学の研究・教育活動について広報活動を機動的に行う。また、留学生センターと協力して、英語等の外国語による教育・研究情報の国際発信を積極的に推進する。
  - 3) 在学生、卒業生、地域社会及び自治体との定期的意見交換の場を設け、外部の声を広報活動等に反映させるとともに、広報体制と広報実務の改善を図る。  
他部局等と連携しながら更なる信州大学ウェブサイトの整備と充実を図る。  
信州大学テレビの整備と充実を図り、メディア教育への展開、ライブ中継を含む放送事業システムの確立について検討を開始する。

(2) 事務文書の作成・保管体制を見直し、情報公開に対して即応可能な事務運営システムを構築する。

(3) 個人情報のセキュリティ・ポリシーを策定し、文書保管システムやデータベースの安全性の見直しを行う。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

【 良好なキャンパス環境形成のための具体的方策 】

(1) 施設マネジメントを導入し、組織の流動化にも対応できる施設スペースの確保と弾力的利用及び効率的な活用を図る。

1) 中期目標期間の上半期までに、点検済の各建物の再点検・評価に基づくスペースの適切な再配分を行う。

2) スペースチャージに関する規定（平成14年度策定）を再検討し適切な運用を図る。

各建物の再点検の調査結果により、スペースの有効活用を図る改善指示を行い、その検証を行う。スペースチャージに関する規定を見直す。

(2) 施設事務を集約化して、各団地の各種データ管理と評価を行い、省コスト・省エネルギー化を目指すとともに、維持管理機能の強化を図る。年数回のプリメンテナンス等により、効果的な施設・設備維持管理と経費の抑制を図る。

施設マネジメント管理システムの継続導入を図り、各種基礎データのデータベース化を推進し、一部運用を開始する

(3) 附属病院外来診療部門の診療機能並びに教育研究施設の老朽改善・再生整備を図る。

外来診療棟新営工事を継続する。（キャパ スタッフとの整合）

(4) 理工系分野の教育研究の高度化を踏まえた既設建物の環境と機能を充実させる。

工学部及び繊維学部校舎の改修による機能充実を図ると共に、理工系分野の研究施設の改修要求を継続し、改修整備に努める。

(5) 学生教育のための施設及び学生教育支援施設の環境を充実させる。

施設ホール等の環境検証により作成した営繕計画を実施し、環境充実を図る。

(6) 附属学校の教育環境を充実させる。

附属学校の営繕計画を作成し、その実施により、環境充実を図る。

(7) 全学的に蓄積されている研究資料を展示・公開し、地域社会に情報を提供する機能の充実を図る。

前年度実施した蓄積状況把握調査結果等を基に、研究資料の展示・公開に関する、実施計画を作成する。

(8) 教職員の職務の能率的な遂行を確保し、事務・業務の円滑な運営に資するため、宿舍の整備・充実に努める。

宿舍に関する営繕計画を作成し、その実施により宿舍の充実に努める。

(9) PFI事業として、教育研究施設や学生支援施設等の充実及び構内駐車スペースの狭隘緩和を図る。

ることを検討する。

P F I 導入事業の検討を継続する。

(10) 産業界や地方自治体との連携を強化し、本学に産学官連携施設の実現を図る。また学外施設のスペースの確保に努める。

研究推進部及び各部局との連携の上、必要に応じ学外施設のスペース確保を図る。

(11) 平成 17 年度までにキャンパス計画の見直しを行い、調和のとれた屋外環境の整備を目指す。

キャンパスマスタープランを策定する。

キャンパスマスタープランに基づく屋外環境整備計画を立案する。

(12) 熱エネルギー等に関連する施設・設備の見直しを行い、効率的に運用する。

基幹整備の一環として、熱エネルギー機器の整備計画を策定する。

(13) 周辺環境との調和やユニバーサルデザインを導入し、安全対策に配慮する。

1) アメニティの向上と身障者対応としての環境の確保に努める。

2) 各建物のセキュリティシステムの充実を図る。

ユニバーサルデザインの導入計画を作成し、その実施により安全対策を行う。

(14) 地域社会の応急避難場所等防災支援拠点としての施設や情報の提供等の充実を図る。

自治体の要請に応じて、防災支援拠点として避難場所（校庭等）の改善を図る。

(15) ISO14001 の規格認証取得等の部局の取組を全学的に支援することにより、大学として環境問題に対応する。

旭キャンパス ISO14001 の規格認証取得に伴う支援を行う。

(16) 各キャンパス間の情報ネットワークの整備・拡充を推進する。

遠隔講義室を光ケーブル経由で HD(High Definition)対応の高画質画像と高音質音声の双方向システムの導入を検討する。

(17) 教育研究の高度化や情報化の進展及び周辺社会との連携等に対応した情報ネットワークの充実を図る。

遠隔講義室を光ケーブル経由で HD(High Definition)対応の高画質画像と高音質音声の双方向システムの導入を検討する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

### 【 安全管理に関する具体的方策 】

(1) ハザードマップを作成し、各種の施設及び設備等を学内に周知するとともに、安全管理計画に基づく実施訓練を定期的に行う。

安全衛生委員会でマップの内容及び周知方法について検討を行い、周知を行っていく。また、消防署と内容についても協議を行う。

(2) 教職員・外部の専門家による総合安全管理を目的とした組織としての見直しを図り、安全管理体制を再点検し、充実を図る。

(3) 実験室・作業場等の安全性について再調査し、修学、就労上改善が必要な箇所については速やか

に措置する。

- (4) 中期目標期間の上半期中に、実験室・作業場等における作業手順等の安全対策マニュアルを作成し、教職員・学生に対する安全教育の徹底を図る。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画  
別紙参照

短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額

43億円

- 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

病院の再開発及び特別医療機械設備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究診療の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

- 1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予 定 額	財 源
・(若里)総合研究棟改修工事(工学系)	総額 4,418	施設整備費補助金 (1,839)
・(旭)校舎改修(理学系)		国立大学財務・経営センター施設費交付金 (70)
・(常田)先進ファイバー工学研究棟改修		長期借入金 (2,509)
・(医病)基幹・環境整備		
・(医病)外来診療棟(軸)		
・(医病)外来診療棟(仕上)		
・小規模改修		

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

- 2 人事に関する計画

- (1) 教職員の雇用方針

教職員の公募原則の推進及び競争原理の導入

職務に応じた多様な雇用形態の導入

- (2) 人材育成方針

専門研修の充実

(3) 人事交流

事務系職員の他大学との交流人事を今後とも実施する。

(4) 人件費抑制計画

総人件費改革に係る削減の対象となる人件費について、平成19年度に概ね1%の削減を進める。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数 1,800人  
また、任期付職員数の見込みを 309人とする。

(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み 20,378百万円  
(退職手当は除く。)

(別表)

○学部の学科，研究科の専攻等の名称と学生収容定員，附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成19年度 予 算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	16,233
施設整備費補助金	1,839
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	93
国立大学財務・経営センター施設費交付金	70
自己収入	22,267
授業料及び入学金検定料収入	6,886
附属病院収入	15,200
財産処分収入	0
雑収入	181
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	2,023
長期借入金収入	2,509
貸付回収金	0
承継剰余金	0
目的積立金取崩	0
計	45,034
支 出	
業務費	34,961
教育研究経費	16,761
診療経費	13,063
一般管理費	5,137
施設整備費	4,418
船舶建造費	0
補助金等	93
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,023
貸付金	0
長期借入金償還金	3,539
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	45,034

[人件費の見積り]

期間中総額 20,378百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 15,810百万円)

『「運営費交付金のうち、平成19年度当初予算額 16,153百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額 80百万円』

『「施設整備費補助金のうち、平成19年度当初予算額 1,013百万円、前年度よりの繰越額 826百万円』

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	40,405
経常費用	40,405
業務費	35,051
教育研究経費	3,179
診療経費	7,688
受託研究費等	1,237
役員人件費	131
教員人件費	12,904
職員人件費	9,912
一般管理経費	966
財務費用	779
雑損	0
減価償却費	3,609
臨時損失	0
収入の部	41,015
経常収益	41,015
運営費交付金	16,173
授業料収益	5,414
入学金収益	878
検定料収益	190
附属病院収益	15,200
受託研究等収益	1,237
補助金等収益	80
寄附金収益	746
財務収益	4
雑益	177
資産見返運営費交付金等戻入	241
資産見返補助金等戻入	10
資産見返寄附金戻入	242
資産見返物品受贈額戻入	423
施設費収益	0
臨時利益	0
純利益	610
目的積立金取崩益	0
総利益	610

損益不均衡理由

附属病院

1. 国立大学財務・経営センター債務負担金償還見込額は3,539百万円であり、内訳は元金2,760百万円、利息779百万円である。財政投融资を原資に購入した固定資産の減価償却費は2,268百万円計上されている。  
2,760百万円 - 2,268百万円 = 492百万円

損益不均衡影響額 4 9 2 百万円

2. 附属病院収入を原資に購入した固定資産は585百万円であり、対応する減価償却費は467百万円である。  
585百万円 - 467百万円 = 118百万円

損益不均衡影響額 1 1 8 百万円

附属病院計 6 1 0 百万円

その他の区分からは損益の不均衡は生じない

### 3. 資金計画

#### 平成19年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	47,060
業務活動による支出	35,876
投資活動による支出	5,619
財務活動による支出	3,539
翌年度への繰越金	2,026
資金収入	47,060
業務活動による収入	40,536
運営費交付金による収入	16,153
授業料及び入学検定料による収入	6,886
附属病院収入	15,200
受託研究等収入	1,237
補助金等収入	93
寄附金収入	786
その他の収入	181
投資活動による収入	1,909
施設費による収入	1,909
その他の収入	0
財務活動による収入	2,509
前年度よりの繰越金	2,106

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

人文学部	人間情報学科	330人
	文化コミュニケーション学科	310人
教育学部	学校教育教員養成課程	840人
	（うち教員養成に係る分野	840人）
	養護学校教員養成課程	80人
	（うち教員養成に係る分野	80人）
	生涯スポーツ課程	120人
	教育カウンセリング課程	80人
経済学部	経済学科	540人
	経済システム法学科	270人
理学部	数理・自然情報科学科	220人
	物理科学科	140人
	化学科	140人
	地質科学科	120人
	生物科学科	120人
	物質循環学科	100人
	各学科共通	20人
医学部	医学科	590人
	（うち医師養成に係る分野	590人）
	保健学科	606人
工学部	機械システム工学科	320人
	電気電子工学科	380人
	社会開発工学科	380人
	物質工学科	240人
	情報工学科	360人
	環境機能工学科	200人
	各学科共通	40人
農学部	食料生産科学科	248人
	森林科学科	244人
	応用生命科学科	208人

繊維学部	各学科共通	20人
	応用生物科学科	120人
	繊維システム工学科	156人
	素材開発化学科	156人
	機能機械学科	172人
	精密素材工学科	156人
	機能高分子学科	184人
	感性工学科	156人
	各学科共通	20人
人文科学研究科	地域文化専攻	10人 (うち修士課程 10人)
	言語文化専攻	10人 (うち修士課程 10人)
教育学研究科	学校教育専攻	16人 (うち修士課程 16人)
	教科教育専攻	64人 (うち修士課程 64人)
	経済・社会政策科学研究科	経済・社会政策科学専攻
医学系研究科	イノベーション・マネジメント専攻	20人 (うち修士課程 20人)
	医科学専攻	40人 (うち修士課程 40人)
	保健学専攻	14人 (うち修士課程 14人)
	医学系専攻	192人 (うち博士課程 192人)
	臓器移植細胞工学医科学系専攻	56人 (うち博士課程 56人)
	加齢適応医科学系専攻	56人 (うち博士課程 56人)

工学系研究科	数理・自然情報科学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人)
	物質基礎科学専攻	52人
	(うち修士課程)	52人)
	地球生物圏科学専攻	56人
	(うち修士課程)	56人)
	機械システム工学専攻	54人
	(うち修士課程)	54人)
	電気電子工学専攻	72人
	(うち修士課程)	72人)
	社会開発工学専攻	72人
	(うち修士課程)	72人)
	物質工学専攻	42人
	(うち修士課程)	42人)
	情報工学専攻	80人
	(うち修士課程)	80人)
	環境機能工学専攻	30人
	(うち修士課程)	30人)
	応用生物科学専攻	42人
(うち修士課程)	42人)	
繊維システム工学専攻	42人	
(うち修士課程)	42人)	
素材開発化学専攻	30人	
(うち修士課程)	30人)	
機能機械学専攻	36人	
(うち修士課程)	36人)	
精密素材工学専攻	30人	
(うち修士課程)	30人)	
機能高分子学専攻	46人	
(うち修士課程)	46人)	
感性工学専攻	42人	
(うち修士課程)	42人)	
農学研究科	食料生産科学専攻	40人
	(うち修士課程)	40人)
	森林科学専攻	34人
(うち修士課程)	34人)	

総合工学系研究科	応用生命科学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人
	機能性食料開発学専攻	32人
	(うち修士課程)	32人
	生命機能・ファイバー工学専攻	45人
	(うち博士課程)	45人
	システム開発工学専攻	36人
	(うち博士課程)	36人
	物質創成科学専攻	21人
	(うち博士課程)	21人
法曹法務研究科	山岳地域環境科学専攻	24人
	(うち博士課程)	24人
	生物・食料科学専攻	21人
	(うち博士課程)	21人
法曹法務研究科	法曹法務専攻	120人
	(うち専門職学位課程)	120人
附属長野小学校	720人	
	学級数 18	
附属松本小学校	480人	
	学級数 12	
附属長野中学校	720人	
	学級数 18	
附属松本中学校	480人	
	学級数 12	
附属特別支援学校	60人	
	学級数 9	
附属幼稚園	160人	
	学級数 5	